

議案第82号

久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(久喜市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項、第10条、第11条第1項及び第33条第1項において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第21条の見出しを「(訂正、削除及び中止等の請求)」に改め、同条第4項中「訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「保有個人情報の訂正、削除若しくは目的外利用等の中止又は利用の停止若しくは消去若しくは提供の停止」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 市民は、自己の保有個人情報について、第9条の2の規定に違反して利用さ

れているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

- 5 市民は、自己の保有個人情報が第9条の3の規定に違反して提供されているときは、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる。

第2条 久喜市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第21条第4項中「自己の保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第24条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号において規定する政令で定める日から施行する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、この案を提出するものであります。